

## 議案第11号

### 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

次のとおり鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）<u>第2章の規定の施行</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(役員住所又は居所を証する書面)</p> <p>第3条 略</p> <p>(社員の表決権行使に係る電磁的方法)</p> <p>第4条 <u>法第14条の7第3項の条例で定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(役員住所又は居所を証する書面)</p> <p>第3条 略</p>

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(事業報告書等の提出及び閲覧)

第5条 略

(事業報告書等の提出及び閲覧)

第4条 略

(合併の認証の申請)

第6条 略

(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧)

第7条 略

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第8条 略

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、法第2章の規定及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(合併の認証の申請)

第5条 略

(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧)

第6条 略

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第7条 略

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。